

第3章 施策の内容

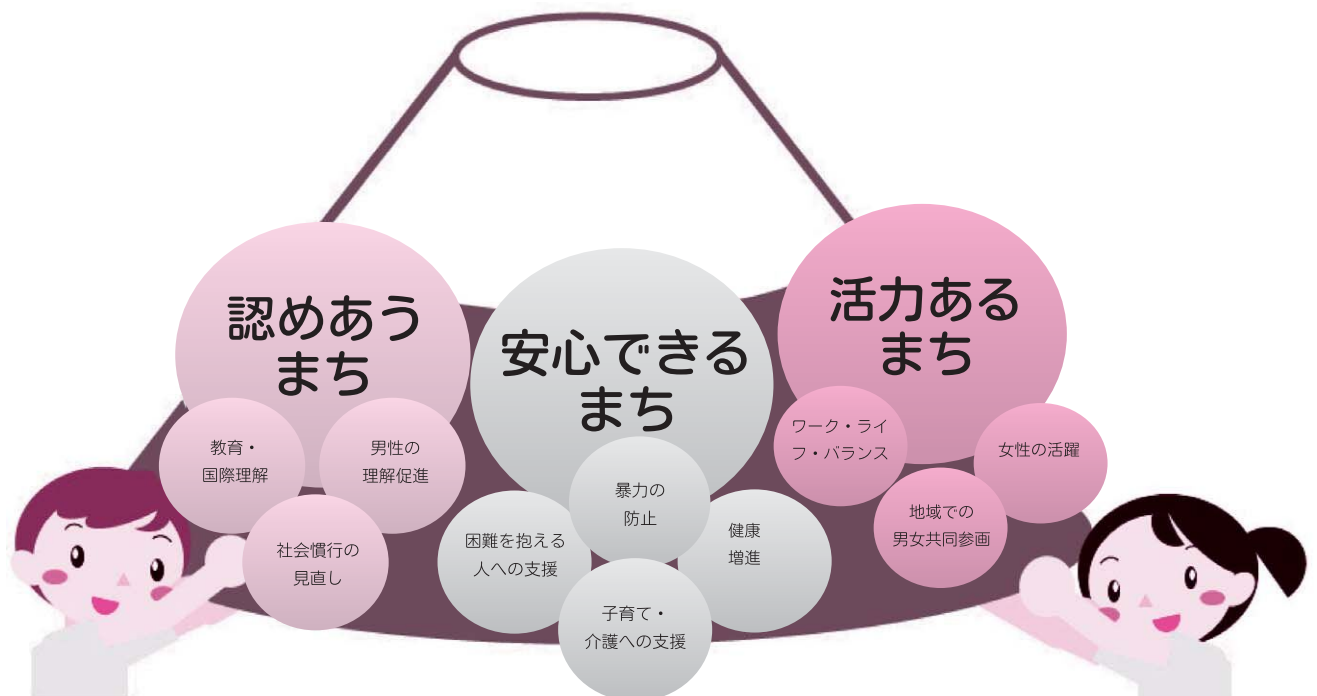
1 施策の体系

第3次静岡市男女共同参画行動計画は、次の10の基本目標で構成しています。

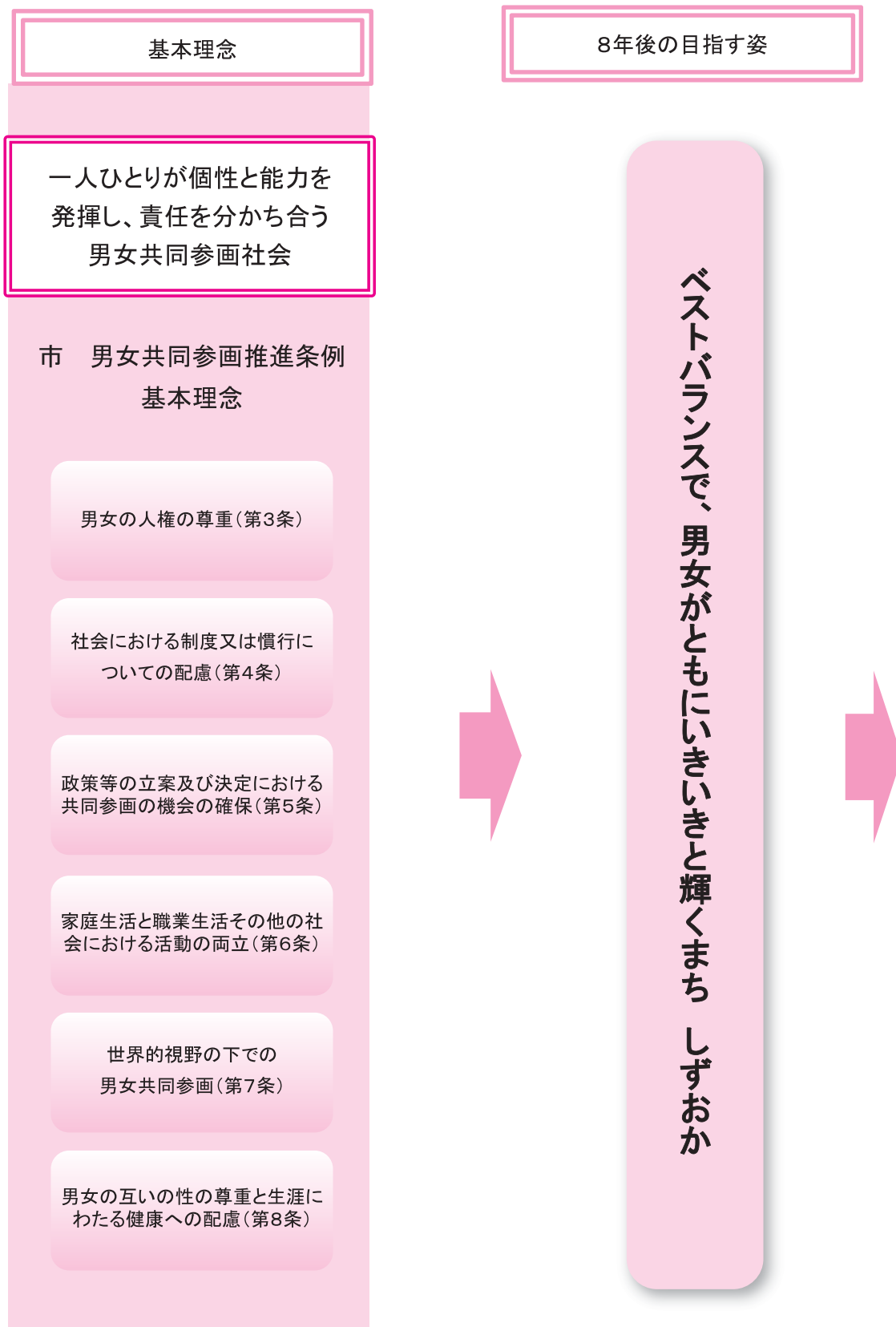
- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進
- (3) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (4) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進
- (5) 地域における男女共同参画の推進
- (6) 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進
- (7) 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備
- (8) 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- (9) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- (10) 生涯を通じた男女の健康支援

また、これらの基本目標は、「認めあうまち」「活力あるまち」「安心できるまち」の3つの施策の柱に位置づけられるものです。

ベストバランスで、 男女がともにいきいきと輝くまち しずおか



2 計画の体系図



基本目標

施策の方向性

認めあうまち

1

男女共同参画の視点に立った
社会制度・慣行の見直し

- (1) 男女共同参画推進に関する現状分析と情報の収集・提供
- (2) 固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実

2

人権を尊重する教育の充実と
国際理解の推進

- (1) 男女の人権の尊重に関する啓発および教育の充実
- (2) 学校、家庭、職場、社会などあらゆる場における男女平等教育の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進
- (4) メディアにおける男女の人権尊重の促進

重点

3

男性にとっての
男女共同参画の推進

- (1) 男性の家事・育児・介護への参画促進
- (2) 男性の地域活動への参画促進
- (3) 男女共同参画の視点を持った男性の働き方・生き方への支援

新

活力あるまち

重点

4

政策・方針決定の場への女性の
参画拡大と女性の活躍の推進

- (1) 市審議会等への女性の参画促進
- (2) 市の女性職員の積極的登用
- (3) 事業所における方針決定への女性の参画促進
- (4) 女性の人材育成施策の充実
- (5) 女性のキャリア形成と能力発揮への支援
- (6) 女性の起業や再就職への支援

5

地域における
男女共同参画の推進

- (1) 地域の各種団体における女性の参画促進
- (2) 男女共同参画を実現するための地域活動支援と市民活動の促進
- (3) 男女共同参画の視点を持った防災対策の推進
- (4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実

重点

6

労働の場における
男女共同参画の確立と
ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 雇用における男女平等な機会と公平な待遇の確保の推進
- (2) 事業所における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進
- (3) 農林漁業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性の労働環境整備と地位の向上の推進

安心できるまち

7

男女がともに子育てや介護に
携わることができる環境の整備

- (1) 家事・育児・介護への男性の参画促進
- (2) 多様なニーズに対応した子育て支援策の充実
- (3) 多様なニーズに対応した介護支援策の充実

8

生活上様々な困難を抱える人が
安心して暮らせる環境の整備

- (1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活ができるための支援
- (2) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）への支援
- (3) 貧困など様々な困難を抱える人への支援
- (4) 外国人住民が安心して暮らせるための環境の整備

新

重点

9

男女間のあらゆる暴力の根絶

- (1) DVを生み出さない社会づくりの推進
 - (2) 身近で相談できる体制の整備
 - (3) 被害者の安全確保の徹底
 - (4) 被害者の自立支援の充実
 - (5) DV防止推進体制の構築
 - (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ※ 静岡市DV防止基本計画

10

生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 性差とライフステージに応じた健康支援
- (2) 性や妊娠・出産等に関する理解の促進
- (3) 誰もが相談できる体制の充実

3 基本目標及び施策の方向性

基本目標1

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

現状と課題

「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される、男女の役割を固定的に分ける性別役割分担の意識は、今なお様々な社会制度・慣行の中で継承され、男女共同参画社会の実現を阻害する要因のひとつとなっています。

本市における調査でも、社会制度・慣行・しきたりに関する男女平等感について、およそ7割の人が男性優遇であると回答しています。

このような固定的性別役割分担意識を背景とした社会制度・慣行には、個人の生き方の制約につながっているものもあり、多様な生き方の選択が可能な男女共同参画社会の実現に向け、見直しを行っていくことが必要です。

同時に、男女共同参画に関する情報の収集に努めるとともに、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識を解消するため、市民一人ひとりに届くよう、地域に密着した効果的な広報・啓発活動を実施することが必要です。また、世代によって意識や生活感が異なることから、各世代に対応した啓発や広報活動が求められます。

図2-1 「静岡市男女共同参画推進条例」の認知度

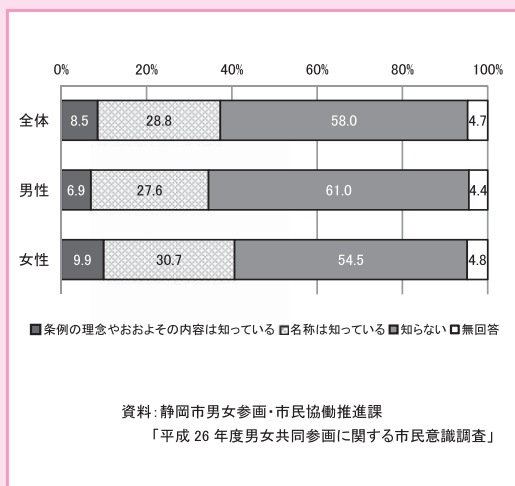
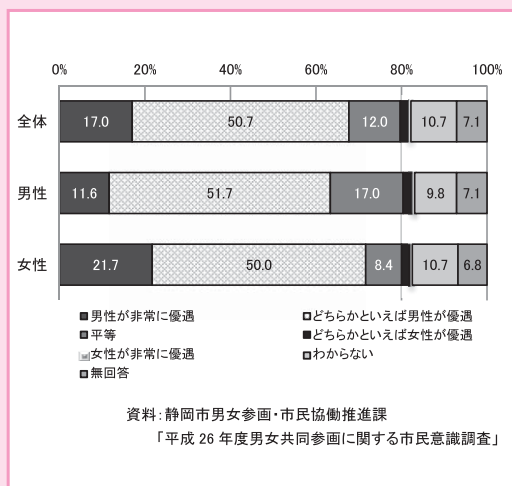


図2-2 社会通念・慣習・しきたりに関する男女平等感



成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感 (男性が優遇と感じる人の割合)	44.2%	38%以下	30%以下

施策の方向性

1 男女共同参画推進に関する現状分析と情報の収集・提供

各種調査の実施や統計資料・関連情報を広く収集し、ジェンダー統計を活用した分析により、静岡市における男女共同参画の現状を把握し、その結果を広く市民に情報提供します。

<主な事業>

事業名	所管課
ジェンダー統計を活用した男女共同参画の実態や市民意識に関する調査の実施	男女参画・多文化共生課
市職員を対象とする意識・実態調査の実施	男女参画・多文化共生課

2 固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実

慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
情報誌の発行による男女共同参画の啓発	男女参画・多文化共生課
男女共同参画の視点を持った絵本等の紹介	男女参画・多文化共生課 中央図書館

基本目標2 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず主体的で多様な生き方ができるよう、一人ひとりが男女共同参画の意識を持つことが重要です。

そのため、学校や家庭、職場、地域などのあらゆる場で、男女共同参画の視点に立った教育や学習をさらに進めていく必要があります。

また、我が国における男女共同参画推進の様々な取り組みは、国際的な動きと連動して進められており、本市の男女共同参画の推進においても、国際社会の課題と取組についての理解と関心を深めることができるように取り組む必要があります。

さらに、メディアについては、多くの人々の価値観に強く影響を与えることから、各種の広報媒体を用いた情報発信の際には、性差別のみならず、あらゆる面で人権尊重の観点に配慮した情報発信が必要です。同時に、受け手側である市民に対する情報教育の機会の充実が求められます。

図2-3 静岡市女性会館の新規利用者数

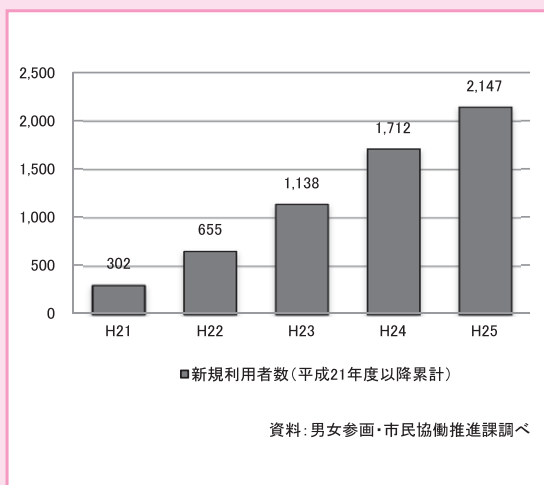
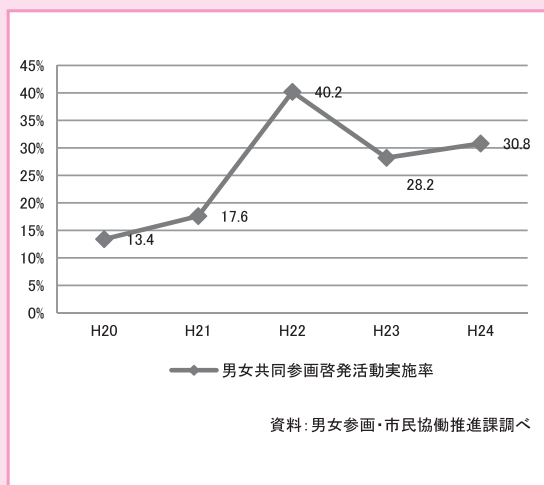


図2-4 中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合



成果指標

項目	現 状	中間目標値	目標値
中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合	32.0%	46%	60%

施策の方向性

1 男女の人権の尊重に関する啓発および教育の充実

全ての人がある生き方を等しく尊重される社会の実現に向け、人権に関する教育・学習の充実を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
人権の尊重に関する啓発活動の実施	福祉総務課
道徳教育の充実	学校教育課

2 学校、家庭、職場、社会などあらゆる場における男女平等教育の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない男女平等の教育・学習を推進します。また、あらゆる場において、性別に関わらず対等な教育の機会が得られるような教育の充実を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
企業・団体を対象とした出前講座の実施	男女参画・多文化共生課
中学生を対象とした男女共同参画の啓発	男女参画・多文化共生課
保育士に対する研修の充実	男女参画・多文化共生課 こども園課

3 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進

男女共同参画を推進する上で重要な国際的な規範の周知・浸透を図るため、様々な領域での教育・啓発を進めるとともに、国際交流等を通じた多様な価値観の理解促進に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
国際理解・異文化理解を深める講座の開催	男女参画・多文化共生課
国際的な情報の収集・提供	男女参画・多文化共生課 中央図書館

ジェンダー・ギャップ指数と日本の順位

◆ジェンダー・ギャップ指数

世界各国の男女平等の度合いを数値化しランク付けしたもので、毎年、世界経済フォーラムから発表されています。指数は、経済、教育、政治、保健分野のデータ（労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職・専門職に占める比率、健康寿命、国会議員・閣僚の比率など）から算出され、順位の高い国ほど男女間の格差が少ない国といえます。

◆日本の順位

2014年（平成26年）版ジェンダー・ギャップ指数によると、日本は調査対象となった142カ国のうち104位と、先進国の中では韓国に次いで低く、女性の地位向上に向けた課題が多いことが明らかとなりました。

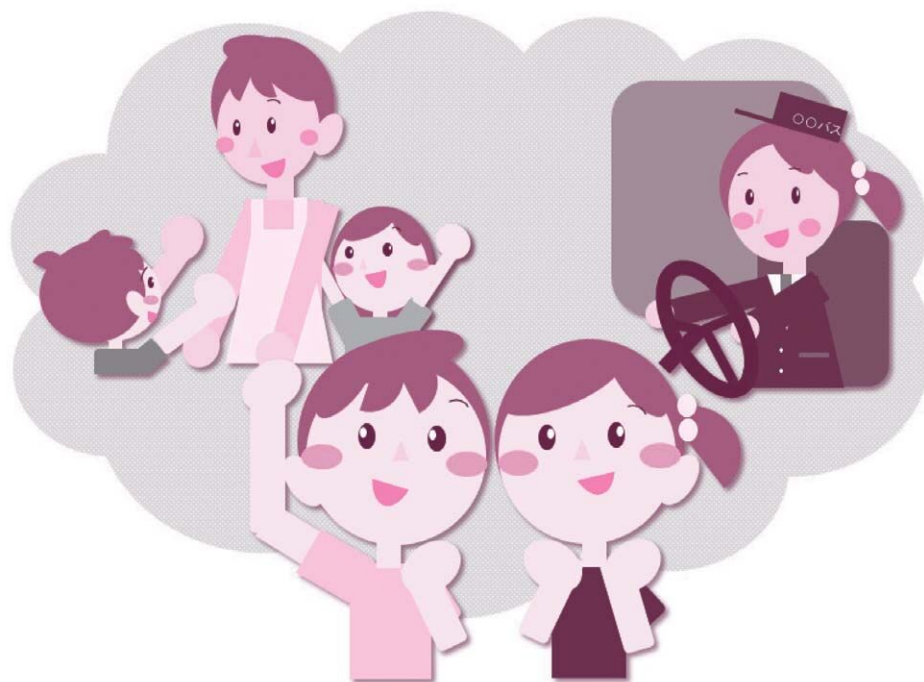
順位	国名
1	アイスランド
2	フィンランド
3	ノルウェー
...	...
20	アメリカ
...	...
87	中国
...	...
104	日本

4 メディアにおける男女の人権尊重の促進

人権尊重や男女共同参画の視点を持った情報発信を行うとともに、市民のメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き自己発信する能力）の向上を支援します。

<主な事業>

事業名	所管課
男女共同参画の視点に立った公的広報物ガイドラインの庁内周知	男女参画・多文化共生課
メディア・リテラシーをテーマとした講演会等の開催	男女参画・多文化共生課



基本目標3 男性にとっての男女共同参画の推進

現状と課題

「カジダン」や「イクメン」という言葉に代表されるように、近年、家事や子育てに積極的に参画する男性が増えています。しかしその一方で、固定的な性別役割分担意識は、依然として男性により強く残っており、また、育児休暇・介護休暇取得についても、女性に比べて男性の理解が進んでいない状況にあります。

しかし、家族形態の変容や社会の高齢化、女性の社会進出など社会情勢が大きく変わる中で、これまで以上に男性の子育てや介護への参画が求められています。

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる社会の実現は、男性自身が抱える心の重荷から解放されることにも繋がります。男女共同参画社会が、男性にとっても暮らしやすい社会でもあるということについて、男性の理解を深める必要があります。

そのためには、男性が仕事だけでなく子育てや介護に参画するよう、男性の意識改革を促すと同時に、長時間労働の見直しにより、家庭や地域など職場以外の場において積極的に役割を果たせるように支援を行っていくことが重要です。

図2-5 男女の役割を固定的に考える意識
(静岡県)

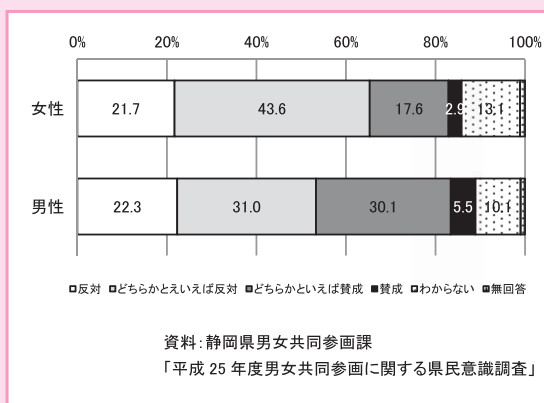
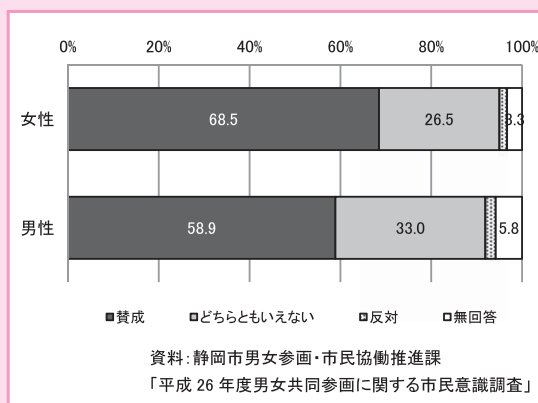


図2-6 男性の「育児休暇」「介護休暇」取得についての意識



成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合	58.9%	68%	80%
週間就業時間が60時間以上の男性の割合	15.9%	12%以下	8%以下

施策の方向性

1 男性の家事・育児・介護への参画促進

男性が家族の一員として責任を持ち、家事・育児・介護などの家庭における役割を担うことができるよう、児童期を含むあらゆる世代に対して、知識・技術の習得機会の提供に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
子育てパパトーク事業の実施	子ども未来課
男性のための家事・育児・介護等の実践講座の開催	生涯学習推進課
男性の家事等への参画をテーマとした写真展の開催	男女参画・多文化共生課

2 男性の地域活動への参画促進

地域社会を男女がともに担うためにも、地域活動に参画する従業員への雇用者側への配慮等、特に男性に対する活動機会の確保や情報の提供を促進します。

<主な事業>

事業名	所管課
働き方の見直し、休暇取得促進	商業労政課
生涯学習施設等における啓発講座の開催	男女参画・多文化共生課

3 男女共同参画の視点を持った男性の働き方・生き方への支援

男性の長時間労働の見直しを行うとともに、男性自身の固定的性別役割分担意識の解消のため、男性向けの相談体制の充実を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	男女参画・多文化共生課 子ども未来課 商業労政課
男性向け相談事業の実施	男女参画・多文化共生課

静岡市男性電話相談 メンズほっとライン静岡



仕事での悩み、家庭や夫婦関係の悩みなど、男性が抱える様々な悩みについて、男性相談員が電話でお伺いします。

秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

●開設日 毎月第2・第4火曜日 19:00～21:00

※平成27年4月現在の情報です。

開設曜日・時間は今後変更する場合があります。

"カジダン"・"イクメン"

『カジダン』とは、家事を率先して行っている男性のことで、『イクメン』とは、育児に積極的な男性のことです。

静岡市女性会館では、平成21年度（2009年度）より、毎年6月の男女共同参画週間にあわせ「元祖カジダン・イクメンフォトコンテスト」を実施しています。

2014年度の最優秀賞2点を以下にご紹介します。



2014年度 最優秀賞（県内作品）
『ママ、おいしいのつくろよ!』



2014年度 最優秀賞（県外作品）
『お絵かきパパ』



基本目標4 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、市の政策・方針決定や、事業所、民間の団体等社会のあらゆる分野における政策・方針決定の場に男女が対等に参画することが必要です。しかしながら、様々な社会的要因によって、政治・行政分野をはじめとする多くの分野において、女性の参画は十分に進んでいません。

市の審議会等への女性登用は、少しずつ増加しているものの、平成26年度において33%にとどまり、依然として低い状況にあります。また、多くの事業所でも女性の積極的登用がなされているとは言い難いのが実情です。

このようなことから、市が率先して女性の参画を拡大する積極的な取組を進めるとともに、事業所や民間の団体等における女性の参画拡大を支援することが必要です。同時に、そのための下地づくりとして、女性の人材育成を継続的に充実させる必要があります。

また、女性が有する潜在的な力を活かすことで、生産性の向上や、持続可能で多様性に富んだ活力ある経済社会の構築が期待されます。そのために、女性の能力発揮支援に積極的に取り組む必要があります。

図2-7 市の審議会委員に占める女性の割合

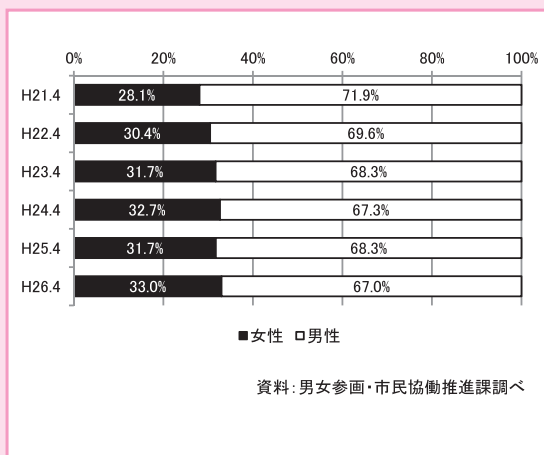
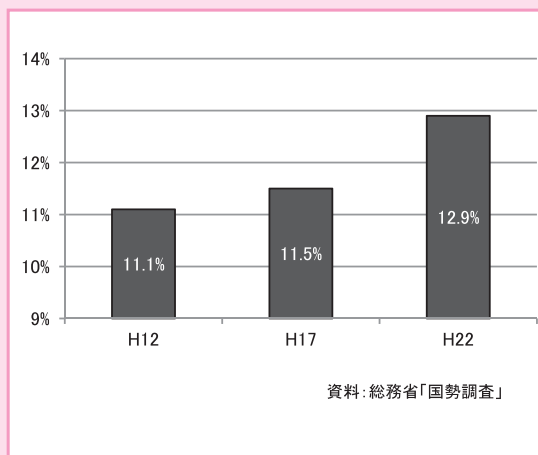


図2-8 管理的職業従事者に占める女性の割合



成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
市の審議会等における女性委員の割合	33.0%	36%	40%
管理的職業従事者に占める女性の割合	12.9%	21%	30%

施策の方向性

1 市審議会等への女性の参画促進

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、幅広い分野から多様な人材に関する情報を収集・整理し、それを提供するほか、各審議会の構成の見直しや充て職の緩和等により、各種審議会等委員への女性の登用に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
市審議会等への女性の参画促進	全部局
審議会等所管課への女性委員登用の支援	男女参画・多文化共生課

2 市の女性職員の積極的登用

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、研修の充実や能力・実績により、市役所や市教育委員会などにおける女性職員の管理・監督職への登用や職域拡大を推進します。

<主な事業>

事業名	所管課
女性職員の管理・監督職への登用促進	人事課
女性教員の管理職への登用促進	教職員課
女性職員のキャリア形成支援	人事課

3 事業所における方針決定への女性の参画促進

事業所や各種団体における方針決定過程へ女性が参画できるよう、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）やダイバーシティ（多様性）マネジメントの周知などに努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
女性の活躍に関するイベント、セミナー等の開催	男女参画・多文化共生課
女性の活躍に積極的な事業所の表彰及び周知	男女参画・多文化共生課、商業労政課
男女共同参画推進企業への建設工事に係る入札制度における優遇措置導入の検討	契約課 技術政策課

4 女性の人材育成施策の充実

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できるようにするため、学習機会や関連情報の充実に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
人材育成事業の充実	男女参画・多文化共生課 生涯学習推進課
女性の人材リストの更新・活用	男女参画・多文化共生課

5 女性のキャリア形成と能力発揮への支援

働く場において女性が能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成や職業能力の開発や向上を支援し、同時に相談体制の充実に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
女性の就労支援事業の実施	男女参画・多文化共生課
女性ロールモデルの紹介	男女参画・多文化共生課

6 女性の起業や再就職への支援

起業をめざす女性に対して、必要な知識・技術の習得に関する支援を行うとともに、育児・介護等により退職した人への再就職を支援します。

<主な事業>

事業名	所管課
SOHO施設を中心とした起業家の支援	産業政策課
就労支援講座の開催	商業労政課



基本目標5 地域における男女共同参画の推進

現状と課題

人々の生活や価値観が複雑・多様化するにつれて、地縁に基づく地域活動は、一部に空洞化が見られるようになったといわれています。また、地域における自治会・町内会などの組織では、女性の参加が多くみられるにもかかわらず、組織を代表する立場や組織の意思決定の場には男性が就く割合が高いのが実態であり、活動のなかにも固定的な性別役割分担がまだ残っている傾向が見受けられます。

最近では、居住地域を越えた、NPO、ボランティアなど多様な市民のネットワークも成長しつつありますが、これと同時に、地縁を基盤とした地域活動の見直しと再活性化も、今後期待されるべきものです。こうした市民の活動が男女共同参画の視点をもって行われるためには、自治会・町内会やPTAなどの地縁団体を始め、NPOやボランティアに対しても、連帯と協働を視野において、効果的な情報や交流の場の提供などの働きかけ支援策が必要となっています。

また、本市は、東海地震の発生が想定される地域であることから、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するとともに、発災後、女性や子ども等の多様なニーズに対応した支援を行うことができるよう、日頃から態勢を整える必要があります。

図2-9 自治会・町内会長に占める女性の割合

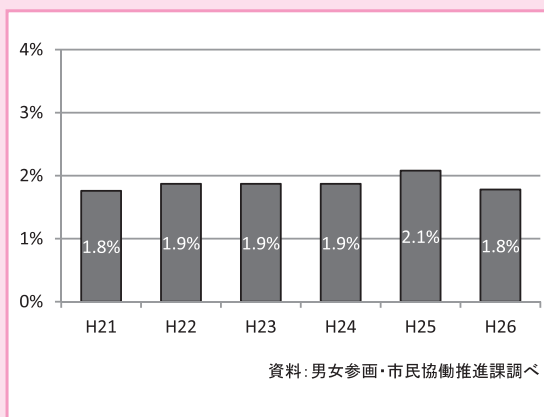
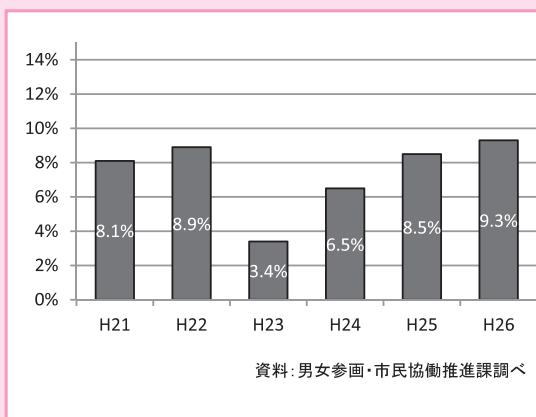


図2-10 PTA会長に占める女性の割合



成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
町内会・自治会における女性役員の割合	平成27年度 調査予定		調査実施後 目標値を設定

施策の方向性

1 地域の各種団体における女性の参画促進

地域団体における方針決定の場への女性の参画を促進するため、あらゆる機会・媒体を活用した啓発活動に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
地域団体役員への男女共同参画の理解促進	男女参画・多文化共生課
地域における男女共同参画講座の開催	男女参画・多文化共生課

2 男女共同参画を実現するための地域活動支援と市民活動の促進

地域活動に根ざした男女共同参画を推進するため、男女がともに担うNPOやボランティア組織の活動について、積極的な協働・支援に努めるとともに、市民との協働による地域活動等を促進します。

<主な事業>

事業名	所管課
NPO・ボランティア活動に関する相談支援および活動に関する情報の収集・提供	市民自治推進課
市民活動センターによる市民活動支援	市民自治推進課

3 男女共同参画の視点を持った防災対策の推進

災害時における男女共同参画の視点を取り入れた避難所の設営・運営体制を確立するとともに、発災後、女性や子ども等の多様なニーズに対応した支援を行うため、各種啓発情報の提供に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
男女共同参画の視点を持った避難所運営に関する出前講座の実施	危機管理総室 男女参画・多文化共生課
防災講演会の開催	危機管理総室



4 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実

男女共同参画の推進に関する拠点施設としての機能を十分に発揮していくため、社会的な課題をとらえた各種講座の企画運営や、情報収集・女性を支援する活動・ネットワークの構築などに努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
静岡市女性会館における講座・講演会の開催	男女参画・多文化共生課
多様で複合的な困難を抱える男女への支援	男女参画・多文化共生課

静岡市女性会館（アイセル21）

静岡市女性会館は、女性をとりまく諸問題を解決し、男性と女性がこれまでの性別役割分担意識にとらわれず、お互いに協力し合いながら社会の発展を目指す「男女共同参画社会」の実現のための学習及び活動の拠点となる施設であり、各種講座・相談等のさまざまな事業を行っています。



基本目標 6

労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

働きたい人が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる社会づくりは、少子高齢化が進む現状における経済社会の活性化という意味でも重要な意義を持ちます。

しかしながら、本市が行った女性の労働実態調査の結果によれば、市内の事業所における女性の管理職の割合は依然として低い水準にあります。

また、全国的に、男性に比べて女性労働者の給与は低い状況が続いているほか、妊娠・出産・子育て等を理由とした、女性に対するハラスメントや解雇なども大きな問題となっています。

さらに、農林漁業・商工業・サービス業などの自営業においては、仕事と生活の区別がつけにくく、性別や世代による固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行も根強く残っています。こうした労働の場では、女性の働きに対する正当な評価が不可欠です。

また、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活などにおいても、それぞれのライフステージにおいて、多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、生産性の向上や競争力の強化につながる、といった意味においても重要です。

ワーク・ライフ・バランスを推進していくためには、個人の意識変革を促すだけでなく、事業者に対して積極的に働きかけを行う必要があります。

図2-11 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度

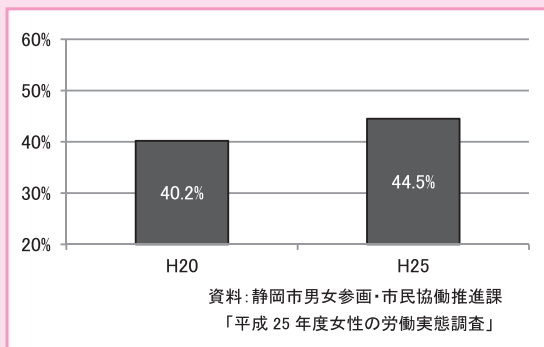
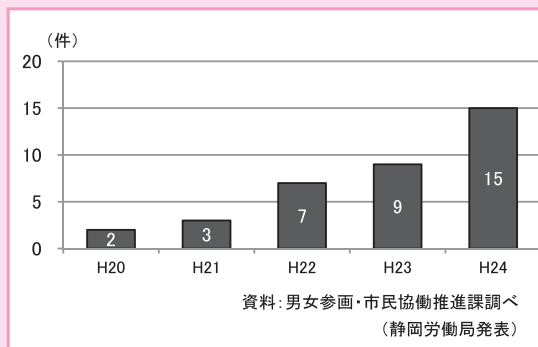


図2-12 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた市内企業数



成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	44.5%	62%	80%
「職場」における男女の平等感（男性が優遇と感じる人の割合）	55.1%	44%	30%以下

施策の方向性

1 雇用における男女平等な機会と公平な待遇の確保の推進

雇用の場において、労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
労働に関する実態調査	男女参画・多文化共生課 商業労政課
在宅等、多様な働き方の支援	産業政策課

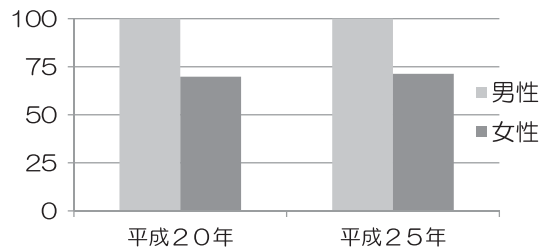
男女の賃金格差

男性一般労働者の平均賃金水準を100としたときに、女性一般労働者の平均賃金水準は、平成25年で71.3と約7割でした。

長期的には縮小傾向にあるものの、先進諸外国と比較すると、その格差は依然として大きいものがあります。

男女間所定内給与格差の推移

(男性の所定内給与額=100)



資料：平成26年版男女共同参画白書（内閣府）より作成

2 事業所における「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の推進

男女がともに職業生活と家庭・地域活動を担うことができるように、事業者への啓発やさらなる取組を促すとともに、両立支援制度の導入・定着、労働時間の短縮など、仕事と家庭・地域活動が両立できる環境づくりを進めます。

<主な事業>

事業名	所管課
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発(再掲)	男女参画・多文化共生課 子ども未来課 商業労政課
企業・団体を対象とした出前講座の実施	男女参画・多文化共生課



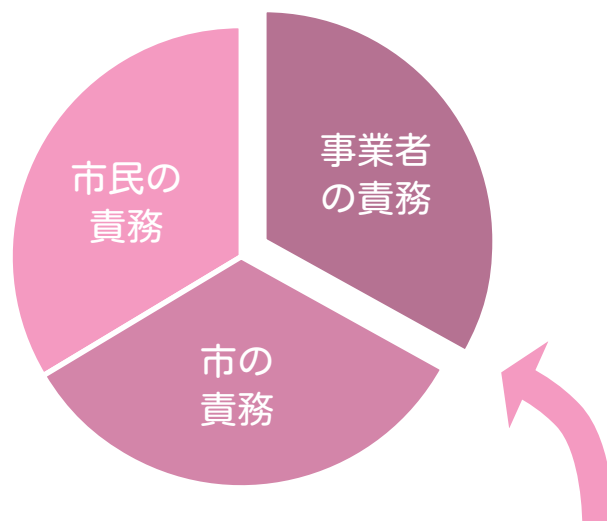
3 農林漁業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性の労働環境整備と地位の向上の推進

女性の労働が適正に評価されるよう、労働環境の整備促進に努めます。

また、女性が自らの意思により経営方針決定の場に参画できるよう、技術・能力の向上に対して支援します。

<主な事業>

事業名	所管課
家族経営協定の締結促進	農業委員会事務局
地場産業後継者育成事業の実施	産業振興課



静岡市男女共同参画推進条例では、「市の責務」「市民の責務」とともに、「事業者の責務」を定めています。

事業者の皆様には、次のような事柄が義務付けられています。

- ① 事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業生活と家庭生活における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めること。
- ② 就労者に対して、就労に関して男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めること。
- ③ 市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めること。

基本目標7

男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備

現状と課題

少子高齢化が進行し家族形態が多様化する中で、男女がともに社会のあらゆる分野の活動に参画していくためには、男女が互いに協力して家族の一員としての責任を担う必要がありますが、家事をはじめとし、子育て、介護の多くを女性が担っているのが現状です。

市民意識調査からは、家庭における男女平等感について、半数近くの人が男性優遇であると答えているほか、男女の家事時間の格差が拡大しているという結果が表れています。

これを改善するためには、性別による固定的な役割分担を払しょくするとともに、男女ともに家庭を大切にする生き方を尊重し、それを社会が積極的に支える環境を整備する必要があります。

また、誰もが安心して子育てや介護を行うために、多様なニーズに対応した子育て支援サービスや介護サービスの充実に努めるとともに、地域全体で子育てや介護を支える仕組みづくりが必要です。

図2-13 男女の家事平均時間の格差

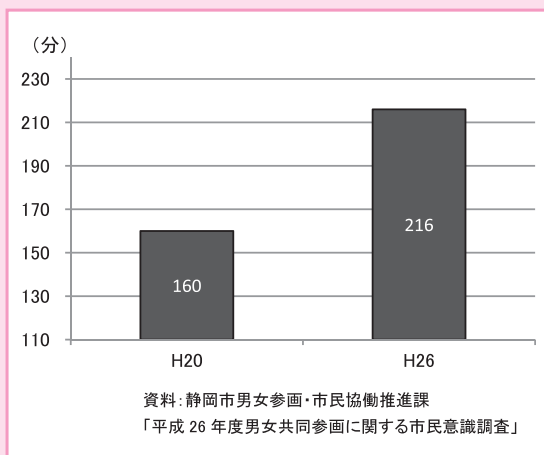
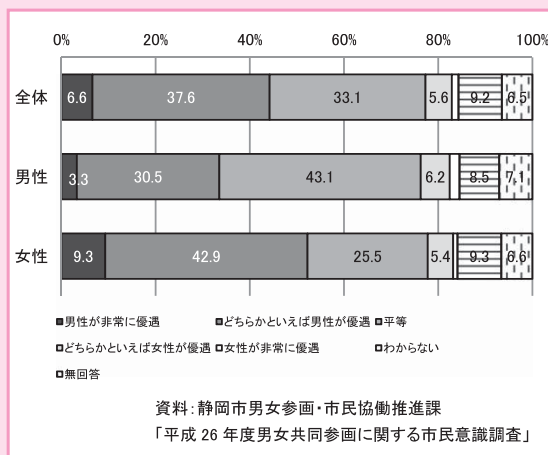


図2-14 家庭生活の場における男女平等感



成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
保育所待機児童数(年度当初・年間)	156人	0人	0人

施策の方向性

1 家事・育児・介護への男性の参画促進

男性が家族の一員として責任を持ち、家事・育児・介護などの家庭における役割を担うことができるよう、児童期を含むあらゆる世代に対して、知識・技術の習得機会を提供するよう努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
子育てパパトーク事業の実施(再掲)	子ども未来課
男性のための家事・育児・介護等の実践講座の開催(再掲)	生涯学習推進課
男性の家事等への参画をテーマとした写真展の開催(再掲)	男女参画・多文化共生課



2 多様なニーズに対応した子育て支援策の充実

働きながら安心して子育てができるよう、多様なニーズの把握に努めるとともに、保育サービスなどをはじめとする子育て支援制度や子育てに関する相談体制の充実を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
多様な保育サービスの提供	子ども園課
ファミリー・サポート・センターの運営	子ども未来課
放課後児童クラブの運営	子ども未来課



子育て支援センターでの読み聞かせ

3 多様なニーズに対応した介護支援策の充実

介護支援や生活支援等のサービスの充実を図り、介護者の負担軽減を図っていくことで、介護と仕事を両立しやすい環境を整備します。

<主な事業>

事業名	所管課
介護支援専門員に対する研修の実施	高齢者福祉課
高齢者を対象とした各種福祉サービスの実施	高齢者福祉課



基本目標8

生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

家族形態の変容に伴って単身世帯やひとり親世帯が増加する中で、貧困や、教育や就労等の機会を得られないといった、様々な困難を抱える人の増加がみられます。特に貧困については、世代間の連鎖も深刻な問題となっています。

また、近年、男性・女性ともに正規雇用者の割合が減少し、非正規雇用者の割合が増加していますが、特に、女性の正規雇用者は大きく減少し、不安定な雇用状況に置かれています。

そのようなことから、女性は男性に比べて貧困に陥りやすく、特に高齢単身女性や母子世帯でそのリスクが高いという状況にあります。

また、障がいのある人や、市内で生活する外国人は、女性であることで、さらに複合的な困難を抱える場合が少なくありません。

一方で男性も、地域と積極的に関わろうとしない、弱みを他人に見せないといった、固定的性別役割分担意識を背景とした、高齢単身者や父子世帯の地域における孤立などが問題となっています。

そのため、困難を抱える人が安心して生活していくための環境の整備が必要となっています。

図2-15 男女別・年代別非正規雇用者の比率

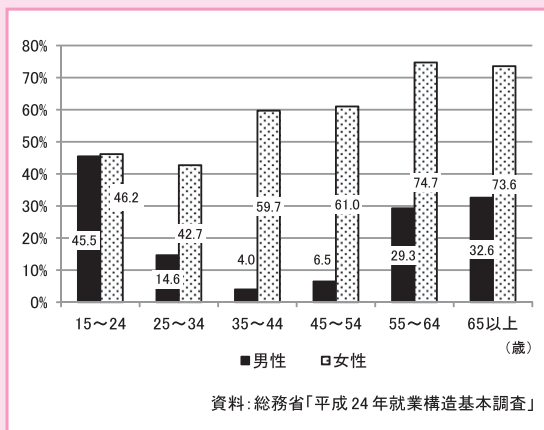
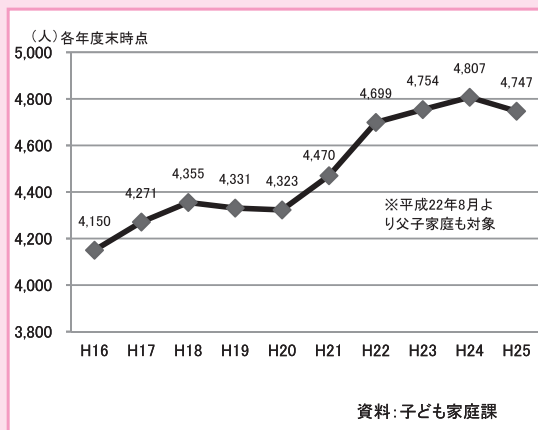


図2-16 児童扶養手当受給者数の推移



成果指標

項目		現状	中間目標値	目標値
ひとり親家庭の親の非正規就業率	母子家庭	58.8%	減少	減少
	父子家庭	23.8%		

施策の方向性

1 高齢者や障がいのある人が自立して生活ができるための支援

高齢者や心身に障がいのある人が安心して生活できるように、生活基盤の整備や、就労、社会参加の促進に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
地域包括支援センターによる総合相談等の実施	高齢者福祉課
重度心身障害者に対するタクシー料金の助成	障害者福祉課
障がい者就職面接会の開催	商業労政課



2 ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）への支援

ひとり親家庭の父母や子どもの生活の安定のため、各種の自立支援事業や相談事業の充実を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	子ども家庭課
母子家庭等日常生活支援事業	子ども家庭課

3 貧困など様々な困難を抱える人への支援

経済的に困窮している家庭に対して、安定した生活ができるように様々な支援を行うとともに、非正規雇用を余儀なくされている人に対する就労支援を行います。

<主な事業>

事業名	所管課
不就労状態にある若者への支援	商業労政課
生活の支援	福祉総務課 (各福祉事務所生活支援課)

静岡学習支援ネットワーク(SSS)の活動

「勉強したい」という気持ちがありながら経済的問題や不登校等様々な理由から、その環境が整っていない子どもたちがいます。

SSSは、県内の大学生が中心となって無償学習支援教室を市内3カ所で運営し、子どもたち一人ひとりに寄り添った学習支援を行っています。



静岡学習支援ネットワークの活動の様子

4 外国人住民が安心して暮らせるための環境の整備

国籍や文化などの違いに関わらず外国人住民が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や日本語の学習機会などの学習支援の充実を図るとともに、市民の多文化共生への理解を深め、外国人住民が暮らしやすい環境の整備を進めます。

<主な事業>

事業名	所管課
外国人住民の生活支援事業の実施	男女参画・多文化共生課
外国人住民懇話会の開催	男女参画・多文化共生課



基本目標9 男女間のあらゆる暴力の根絶

現状と課題

セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）やDV等の女性に対する暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題にもかかわらず、これまで、個人、家庭、職場の問題として、見過ごされてきました。これら暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や上下関係など、今日の男女の置かれている社会状況や女性差別意識に根ざした社会的、構造的問題があると考えられています。

本市におけるDV実態調査の結果からは、半数以上の市民が、「法律は知っているが内容はよく知らない」と回答しているほか、市民のおよそ3人に1人が、DV被害を受けた経験があるという現状が明らかとなっています。

平成26年3月に策定した静岡市DV防止基本計画をふまえて、DV防止に関する正しい理解や意識啓発を行うとともに、一人で悩むことなく相談機関を利用できるよう、相談しやすい窓口の設置や安全確保策の充実が求められます。

また、幼少期からの長期的な人権尊重の教育を行うとともに、加害者にも被害者にもならないよう、若者を対象としたデートDV防止の啓発などを行うことが必要です。

同時に、関係機関の連携を強化し、暴力を生み出さない社会の実現に向けて、あらゆる面から総合的な取組を進めることが不可欠です。

図2-17 DV防止法の認知度

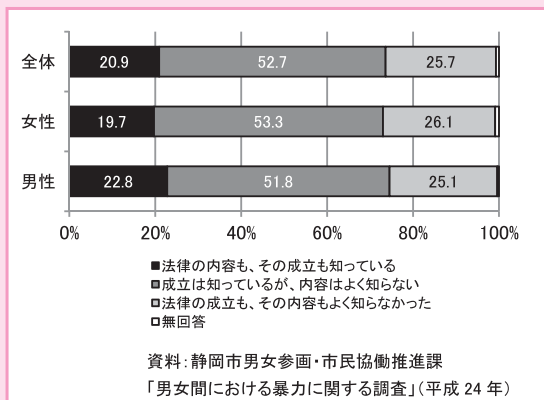
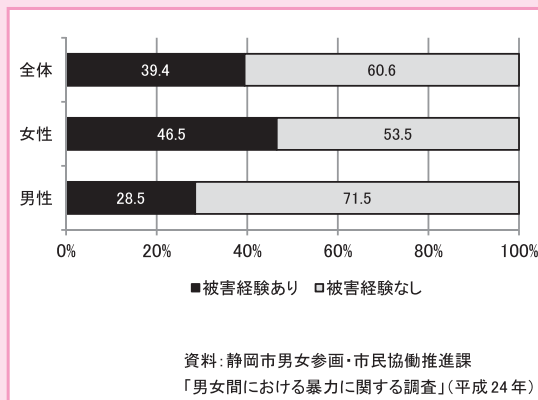


図2-18 配偶者からの被害経験の有無



成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
DV相談窓口の周知度	52.3%	76%	100%
夫婦間における「足でけったり、平手で打たれる」、「なぐるふりをして、おどされる」を暴力として認識する市民の割合	27年度 調査予定	調査実施後 中間目標値 設定	100%

施策の方向性

1 DVを生み出さない社会づくりの推進

デートDVやDVの未然防止のため、幼少期からのあらゆる機会を通じ、お互いの人権を尊重する教育に取り組みます。また、職務関係者のDVへの理解を深め、二次被害の防止に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
DV・児童虐待防止啓発運動の実施	男女参画・多文化共生課 子ども家庭課
DV防止に関する講演会等の開催	男女参画・多文化共生課
若者を対象としたデートDV防止対策	男女参画・多文化共生課

2 身近で相談できる体制の整備

被害者がDVから抜け出し、安全な生活を送ることができるよう、各種の支援窓口の情報を周知し、それぞれの状況に応じた相談を受けられる体制を整備します。

<主な事業>

事業名	所管課
女性（婦人）相談員による女性相談の実施	福祉総務課 (各福祉事務所生活支援課)
配偶者暴力相談支援センター機能の整備	男女参画・多文化共生課 福祉総務課

3 被害者の安全確保の徹底

被害者およびその子どもの安全確保を図るため、関係機関との連携を強化し、迅速な保護に努めるとともに、被害者の情報管理を徹底します。

<主な事業>

事業名	所管課
緊急時における安全確保	福祉総務課 (各福祉事務所生活支援課)
住民票の交付等におけるDV等被害者の保護	戸籍管理課 (各区戸籍住民課)

4 被害者の自立支援の充実

心身のダメージだけでなく、住宅や生活費の問題など、複合的な問題を抱える被害者およびその子どもの自立支援のため、相談体制の機能の充実や生活基盤を整えるための支援を行います。

<主な事業>

事業名	所管課
女性向けカウンセリングの実施	男女参画・多文化共生課
母子生活支援施設等への入所	子ども家庭課 (各福祉事務所保育児童課)

5 DV防止推進体制の構築

DV被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うため、庁内だけでなく、国や県、警察および民間団体と緊密に連携してDV防止に取り組みます。

<主な事業>

事業名	所管課
関係機関によるネットワーク構築	男女参画・多文化共生課 福祉総務課 各福祉事務所生活支援課
加害者対応についての調査・研究	男女参画・多文化共生課

6 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、男女の上下関係や力関係を背景にして起こる重大な人権侵害であるという理解を広め、セクシュアル・ハラスメントを防止するための研修の充実を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
セクハラ・パワハラ等の防止に関するセミナーの開催	商業労政課
セクハラ防止に関する研修の実施	人事課

パープルリボン運動とパープル・ライトアップ

パープルリボン運動は、女性に対する暴力根絶の国際的な運動です。

毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」には、パープルリボン運動にちなんで、全国各地でパープル・ライトアップが行われています。

これには、女性に対する暴力の根絶と、被害者に対して「あなたは一人ではない！相談をしてください」というメッセージが込められています。

平成26年には、静岡市でも駿府城公園の坤櫓（ひつじさるやぐら）をライトアップしました。



基本目標10 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

女性のからだには、妊娠や出産のための仕組みが備わっており、さまざまな女性特有の問題を心身に抱え込みがちです。一方、近年では、男性の過労死や更年期の問題についても指摘されるようになってきました。

特に女性については、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点から、心身両面における健康支援や相談体制の充実など、総合的な取組が求められています。また、望まない妊娠や低年齢層の性感染症、アルコール依存、薬物中毒、摂食障害なども社会問題化しており、これらは、自分自身の健康障害をもたらすほか、時には次世代への影響も懸念されるものです。

さらに、全国的な傾向と同様に、本市においても65歳以上の人口が25%を超える超高齢社会を迎え、高齢者になってからの健康支援も課題となっています。

こうした社会環境をふまえ、男女を問わず学校教育や生涯学習等の場をとおし、生命尊重・人権尊重の観点から、性や健康に関する教育の充実や自分の健康を守り育てる意識の醸成が必要となっています。

図2-19 妊娠や出産に関わる健康に配慮し、女性の意思決定を尊重すべきであると考える人の割合

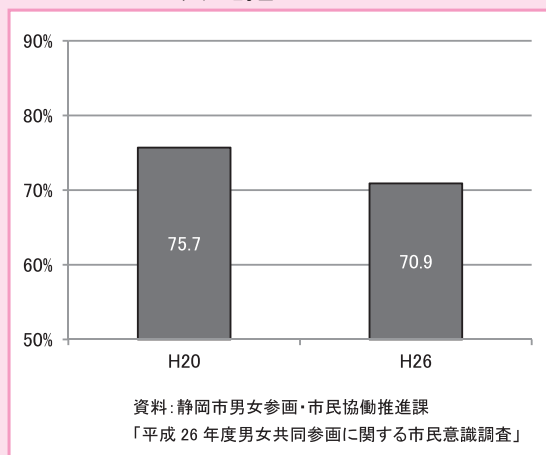
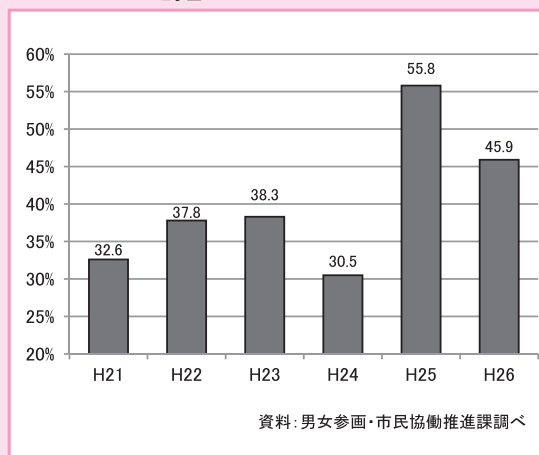


図2-20 性に関する悩みを相談できる大人がいるまたは相談窓口を知っている中学生の割合



成果指標

項目	現状	中間目標値	目標値
子宮頸がん検診の受診率(69歳以下)	44.7%	45%	50%

施策の方向性

1 性差とライフステージに応じた健康支援

一人ひとりが、性差やライフステージに応じて、主体的に健康の保持・増進を図ることができるように、健康についての知識を普及し、生涯を通じた健康管理を支援します。

<主な事業>

事業名	所管課
エイズや性感染症の検査、相談の実施	保健予防課
妊産婦健康支援事業の実施	健康づくり推進課
各種検診の実施	健康づくり推進課

2 性や妊娠・出産等に関する理解の促進

性や妊娠・出産等について、正しい知識の習得を支援するとともに、子どもたちが性について正しく理解し、自らの性を尊重することができるよう、意識啓発と教育に努めます。また同時に、性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発を図ります。

<主な事業>

事業名	所管課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	男女参画・多文化共生課
学校向け出前講座による性教育の実施	男女参画・多文化共生課
地域人材を活用した性教育の充実	学校教育課

3 誰もが相談できる体制の充実

こころや健康の問題をはじめとする様々な問題の解決のために利用できる相談窓口や機会を確保し、誰もが相談しやすい体制の充実に努めます。

<主な事業>

事業名	所管課
精神保健福祉相談の実施	こころの健康センター 精神保健福祉課
女性向けカウンセリングの実施（再掲）	男女参画・多文化共生課
男性向け相談事業の実施（再掲）	男女参画・多文化共生課